

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第36回法人会全国大会三重大会〉

—令和2年度税制改正に関する提言まとまる— —渋谷税務署長納税表彰式—

2019.12
No. **562**
令和元年

渋谷税務署長納税表彰式を開催(当会受彰者報告)—————	3
令和2年税制改正に関する提言(中小企業活性化に資する措置を)——	4
税務コーナー／確定申告・法定調書関連—————	6
事業ア・ラ・カルト—————	10
都税コーナー—————	14

法人会掲示板 12・1月

12月・1月(2月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 12月3日 広報委員会
- 12月4日 税についての書写・絵はがきコンクール表彰式<女性部会>
- 12月8日 フェスタ原宿
- 12月12日 救急救命講習会<青年部会>
- 12月19日 理事会
- 1月10日 新年賀詞交歓会
- 1月18日 租税教室(中幡小学校)<青年部会>
- 1月19日 しぶやニュー駅伝2020
(青年部会参加)
- 1月23日 新年賀詞交歓会<女性部会>
- 1月25日 租税教室(上原小学校)<青年部会>
- 2月4日 渋谷駅前清掃活動<青年部会>
- 2月5日 第7ブロック新年会
- 2月15日 租税教室(神宮前小学校)<青年部会>
- 2月22日 租税教室(常盤松小学校)<青年部会>

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

日時 令和2年1月16日(木)

午後1時30分～4時

場所 渋谷区立勤労福祉会館 2F 第1洋室

日時 令和2年2月13日(木)

午後1時30分～4時

場所 渋谷区立勤労福祉会館 2F 第1洋室

該当の会社は是非ご出席下さい。

※通常と開催場所が異なります。
ご注意ください。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆ 日 時 毎週月曜日から金曜日まで(祝日等除く)
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆ 場 所 羽野島法律事務所(新橋)
- ◆ 相談料 1時間まで無料 追加30分:5,000円
- ◆ 申込先 東法連:TEL 3357-0771

新年賀詞交歓会のお知らせ

- ◆ 日 時 令和2年1月10日(金) 午後5時30分～7時
- ◆ 場 所 セルリアンタワー東急ホテル B2F ボールルーム
渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3000
- ◆ 会 費 10,000円/1名

※同封チラシにてお申込み下さい。



ニットを極める

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



17 パートナリープで目標を達成しよう



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標
株式会社ジムのSDGs



〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3-18-20 TEL 03-3404-3221(代)



令和元年度 納税表彰式



当会副会長 渡辺 博氏が東京国税局長納税表彰状を受彰されました。

東京国税局長納税表彰



渡辺 博氏
(副会長)
(株)オックスランド



表彰状受彰 有明 利昭氏



式辞 渋谷税務署長 松本 真也氏

令和元年度渋谷税務署長納税表彰式が11月13日(水)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に税務行政運営に功労のあった方々が、受彰の榮に浴されました。

表彰状受彰：並木宏道氏、水野清氏、藤野宏忠氏、有明利昭氏、村田茂氏

感謝状受彰：佐藤潤氏、今福京子氏、中田啓一氏、長塚徳男氏、松本ルキ氏

渋谷税務署長表彰状



有明 利昭氏
(副会長)
(株)横森製作所



並木 宏道氏
(常任理事)
(株)アストゥル



藤野 宏忠氏
(理 事)
(株)蓬莱屋酒店



村田 茂氏
(理 事)
(株)村田商店



水野 清氏
(理 事)
水野(株)

渋谷税務署長感謝状



中田 啓一氏
(理 事)
(株)リビングニホンドウ



長塚 徳男氏
(理 事)
(株)ナガツカ



松本 ルキ氏
(理事・青年部会長)
(株)オールファッション
アート研究所



今福 京子氏
(女性部会副会長)
ケイワークプランニング(株)



佐藤 潤氏
(青年部会副会長)
(株)ダイナックス

11月22日(金)に副会長 雨宮孝幸氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

東京都渋谷都税事務所長感謝状



雨宮 孝幸氏
(副会長)
(株)一古酒店



感謝状受彰 中田 啓一氏



松本署長と受彰者の方々

正しい税知識を学ぼう

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる 中小企業の活性化に資する税制措置を!

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前(2022年より前)に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政

の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応じているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策

としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現(29.74%)したが、OECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成

29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に

正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

Ⅳ 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

渋谷、世田谷、北沢、玉川、目黒税務署から 申告書作成会場開設のお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成会場（提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。※3）を

ベルサール渋谷ファースト に開設します。

期 間：令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで

※ 土、日及び振替休日を除きます。
ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

時 間：受付午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時15分）

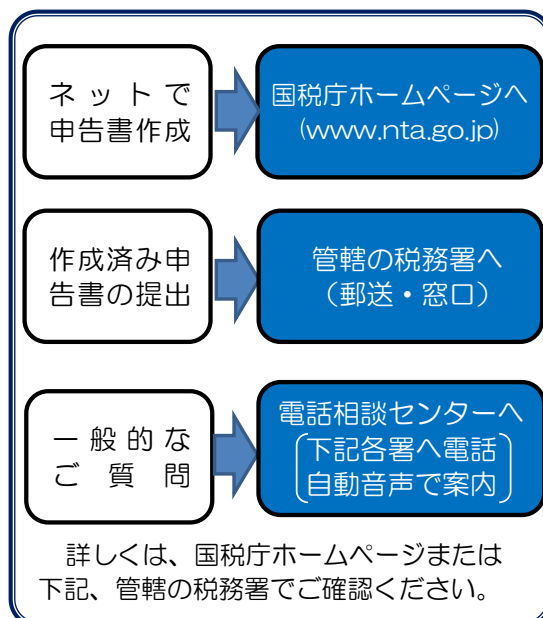
所在地：渋谷区東1-2-20（住友不動産渋谷ファーストタワー 2階）

※ 会場には駐車場及び駐輪場はありません。

※1 1月6日(月)から3月16日(月)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。

※2 申告書作成会場は、3月に入りますと、大変な混雑が予想されます。

※3 2月24日(月)及び3月1日(日)は、上記会場にて提出できます(税務署は閉庁日です)。



渋谷税務署 TEL 03-3463-9181(代表)

世田谷税務署 TEL 03-6758-6900(代表)

北沢税務署 TEL 03-3322-3271(代表)

玉川税務署 TEL 03-3700-4131(代表)

目黒税務署 TEL 03-3711-6251(代表)



渋谷税務署からのお知らせ

税理士による 無料申告相談

～ 申告書を作成して提出できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

開催日	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/10	2/12	2/13	2/14	受付時間
場所	月	火	水	木	金	月	水	木	金	
恵比寿社会教育館 1階 展示室 渋谷区恵比寿2-27-18	○	休館日	○	/	/	/	/	/	/	9:30~11:30
上原社会教育館 2階 大・中学習室 渋谷区上原3-13-8	/	/	/	/	/	/	/	/	○	13:00~15:30
幡ヶ谷区民会館 1階 集会場 渋谷区幡ヶ谷3-4-1	/	/	/	○	○	休館日	○	○	/	※ 混雑する場合は受付を早めに締め切る場合があります。お早めの来場をお願いします。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。
ただし、①土地、建物、株式などの譲渡所得や配当所得及び退職所得がある場合、②所得金額が高額な場合、③相談内容が複雑な場合、④税理士に依頼している場合は対象となりませんのでご注意ください。
申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 医療費控除を受ける場合は、事前にご自宅で明細書を作成して、ご持参ください。（下部②を参照）
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。（下部③を参照）

①

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

- STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス** 確定申告 検索
- STEP 2 申告書を作成**
国税庁ホームページでは、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。
- STEP 3 e-Tax で送信して提出**
画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。
- ①マイナンバーカードを使って送信
マイナンバーカード、ICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。
- ②IDとパスワードで送信
「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

②

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となります。）

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
 - ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）
- （注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

③

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
 - ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。
- ※ 2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

渋谷税務署 〒150-8333 渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎

TEL 03-3463-9181 ※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

☆ここが便利



税務署に行く手間がかかりません！



確定申告期間中は 24 時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用時間帯やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。



☆ 確定申告書等作成コーナーの利用率『2人に1人以上が利用』

☆ 確定申告書等作成コーナーの利用者の感想『96%の方が役立つ』と回答

☆用意するもの

【マイナンバーカードを持っている方】

①

マイナンバーカード



(注) ・通知カードではありません。
・申請は区役所等の窓口です。



②

パソコンの方は

ICカードリーダライタ



スマホの方は

マイナンバーカード対応の

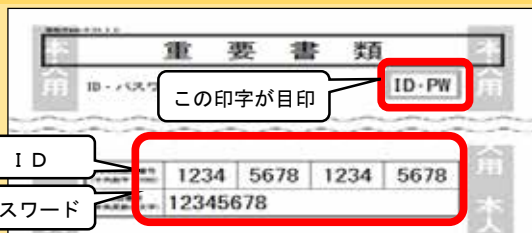


(注) 一部の端末 対象端末の一覧は
のみです。 こちらから！

【マイナンバーカードを持っていない方】

①

税務署窓口でIDとパスワードの申請



ID

パスワード

(注) ・ID・パスワードを利用した方法は暫定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



②

パソコン、スマホ、タブレット

(注) プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

電子納税、電子申告を活用しよう

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内 監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

**まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。**

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入 組合 等 の 状 況	〇〇法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

しほ 渋谷法人会

TEL 03-3461-0758
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya>

メールアドレスを登録しよう

法人会 事業 アラカルト

第36回全国大会三重大会に参加

—令和2年度税制改正への提言を報告—

《提言内容は4・5頁に掲載》

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して、会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて、毎年国に対し建設的な提言を行っており、今年も三重県津市のスポーツセンター“サオリーナ”において全国から約1,700名の企業経営者が参加し、第36回全国大会三重大会を開催し、「令和2年度税制改正に関する提言」の趣旨説明を行い、国及び地方自治体に強く要望することとした。

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業継承税制の創設を！



税制改正提言報告：飯野税務税制委員長

渋谷区内の3箇所の特養ホームを慰問

＜社会貢献委員会＞

社会貢献委員会では、渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問した。10月2日(水)に“けやきの苑西原”、11月6日(水)“あやめの苑代々木”、11月7日(木)“美竹の丘渋谷”を慰問、けやきの苑はムラ



松井社会貢献委員長挨拶

マツ芸能技塾の民謡&歌謡ショーで楽しんでいた、あやめの苑と美竹の丘は、二期会21のオペラ歌手による童謡や、舞台ミュージカルで有名な“キャッツ”などのミニコンサートを催した。



けやきの苑西原



あやめの苑代々木



美竹の丘渋谷

ゲーム感覚で学ぶ 利益管理と資金管理セミナーを開催

昨年度4月と10月に2度開催し好評だった、パソコンを利用して2人1組で“疑似会社を5年間経営して黒字を目指す”というゲーム感覚で『財務諸表』を理解するセミナーを、去る10月8日(火)午後1時30分より渋谷法人会館に於いて、開催した。

今回は申込者が少なく、8名(4チーム)だった。



ゲーム感覚で学ぶ利益管理と資金管理

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

税を考える週間協賛事業 渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2019)に参加

「税を考える週間」(11/11～11/17) 協賛行事の一環として、去る11月2日(土)、3日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係五団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2019)に参加。今年は初日は好天、2日目は少々雨はパラついたが概ね天気に恵まれ、通路が人で埋まる位の来場者があり、3,000セット用意した税金クイズ、パンジーの鉢植えや子供たち向けに用意した風船、クリアファイル等も予定よりかなり早く捌けてしまった。



イータ君と風船



税金クイズ



早朝からの花セット

「税を考える週間」協賛講演会を開催

ー第41回経営税務学校ー

国税庁は毎年11月11日～17日を、税の仕組みや目的を「知ってもらい」そして「考えてもらい」税に対する理解を深めてもらう為、「税を考える週間」を設けており、その協賛行事の一環として11月7日(木)渋谷エクセルホテル東急において協賛講演会を開催した。

当日は、まず長島会長挨拶、次に渋谷税務署署長の松本真也氏にご挨拶いただき、そのまま『税の雑学』～税の変遷～と題してご講演いただいた。

続いて、(株)ユサワフードシステム代表取締役の湯澤



長島会長挨拶



第1部講師：松本真也氏



第2部講師：湯澤剛氏

剛氏に『あきらめなければ道は拓ける 朝の来ない夜はない』～負債40億円からの挑戦～と題して講演していただいた。出席者49名。



経営税務学校

ブロックだより

ブロック税務講習会を開催終了

法人会の各ブロックでは、令和元年度税法改正(法人税、相続税)についての講習会を10月3日の第3ブロックを皮切りに10回にわたり開催し、10月29日の第6ブロック税務講習会により終了した。

総出席者数は264名。各開催については下表の通りです。

令和元年度ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催場所	出席
3	10月3日	10:30～12:00	渋谷区立商工会館	50名
2	10月9日	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	28名
8	10月10日	10:30～12:00	初台区民会館	20名
9	10月11日	10:00～11:30	全理連ビル会議室	39名
11	10月17日	10:30～12:00	東郷神社和楽殿	59名
4	10月18日	10:30～12:00	渋谷法人会館	46名
5				28名
7	10月23日	10:30～12:00	きらぼし銀行幡ヶ谷支店	23名
10	10月24日	10:30～12:00	千駄ヶ谷社会教育館	41名
1	10月28日	10:30～12:00	リフレッシュ氷川	43名
6	10月29日	10:30～12:00	代々木八幡コミュニティセンター	24名

※10月18日：第4・5ブロックは合同開催



講師
藤田審理担当上席調査官



税務講習会(第4・5ブロック)

会員の増加は、会員のメリットに通じる



講師：山口審理担当調査官



税務講習会（第1ブロック）

千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック（細川ブロック長）

去る10月6日(日)千駄ヶ谷まつりが鳩森小学校で開催され、昨年に引き続き参加した。

当日雨は降らないとの予報だったが、開会式とほぼ同時に降りだし、大雨ではなかったが、終了するまで降り続き、人手にもかなり影響があった。

今回も就業体験のため、代々木の『さくら国際高等学校 東京校』の生徒と一緒に税金クイズを担当した。



千駄ヶ谷まつり税金クイズ

“第10回はあとぴあ祭”に参加

第11ブロック（丸山ブロック長）



ホースセラピー

渋谷区障害者福祉センター「はあとぴあ原宿」で開催された10月19日(土)開催の“はあとぴあ祭”に今年も参加した。

昨年に引き続き、日野市の“マリヤの風”の馬カフェに依頼し、馬と触れ合うホースセラピーを催し、近隣の子供達も一緒に参加し、大変好評だった。

第6ブロック見学研修会

日 時 11月7日(木) 午前8時30分～午後5時



第6ブロック見学研修会

行き先

無人島「猿島」、
記念艦「三笠」見学、
キリンビール横浜工場見学
(車中：税金クイズ)

参加者 23名

部会だより

青年部会・女性部会合同見学研修会を開催

去る10月21日(月)青年部会と女性部会合同の見学研修会を開催した。今回は、埼玉県春日部市の延長約6.3km、地下約50m地点に洪水の被害を軽減するために設けられた、世界最大級の地下放水路の別名「地下神殿」と言われる「首都圏外郭放水路」を見学した。午後からは、耐火性・蓄熱性に優れ、建材や窯の構造材などに使われる、大谷石（おおやいし）の産地である栃木県宇都宮市の大谷資料館を見学した。

参加者25名。



外郭放水路について説明を聞く



全員集合

渋谷税務署副署長講演会・意見交換会を開催

<青年部会・女性部会>

去る11月6日(水)青年部会と女性部会合同で、渋谷税務署副署長講演会・意見交換会を渋谷法人会館に於いて開催した。

会員増強にご協力を



講師：熊倉副署長

第1部講演会では、渋谷税務署
法人課税総括担当副署長 熊倉登
志夫氏を講師にお願いし、『世界
の税金の話』と題して開催
した。

続いて第2
部の意見交換会では、北野法人課
税調査担当副署長、磯法人課税第
一部門統括官と山口審理担当調査

官に加わっていただき、数人ずつ4組に分かれて「租
税教育」をテーマに開催した。出席者は、渋谷税務署
4名、会員21名の計25名。



講演会



意見交換会

令和元年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
4	木部税務会計事務所	木部 修実	道玄坂1-20-1	3461-0871	税理士業務
4	鈴木裕之税理士事務所	鈴木 裕之	南平台町1-9	3780-4511	税理士事務所
10	(株)Quando.	秋山 公彦	千駄ヶ谷3-7-1	6721-1462	アパレル卸売業
11	(株)佐藤商店	佐藤 健一	神宮前4-32-6	5413-6120	小売業
11	(有)ハマジム	濱田 一喜	神宮前3-31-17	5411-5012	映像制作
11	(株)Spade&co.	小坂 一順	神宮前5-22-5	6427-3320	映像制作業
区外	三木信博税理士事務所	三木 信博	千代田区岩本町3-3-13	5829-5825	税理士

令和元年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
3	ブリリアントトランスポート(株)	山本 哲平	渋谷1-23-20	5774-6605	物流業
3	特許業務法人タナベ・パートナ ーズ国際特許事務所	田邊 恵	渋谷1-8-6	3409-4812	弁理士業
4	(株)フリーエスピー	堤 雅隆	道玄坂1-19-13	5457-2007	業務請負
4	CoMeditation-Space	長峰 悠介	円山町5-6		飲食業
4	(株)阿吽	塩田 則男	桜丘町23-17	6869-8521	総合商社
6	(株)サニー	安田 泰司	西原3-7-13	3466-0395	物品賃貸業
6	西村建設(株)	西村 浩一	富ヶ谷2-21-11	3485-2460	建築工事業
6	(株)サン建設	森口 英晴	富ヶ谷1-2-14	3465-7238	建設業
8	ムガマエ(株)	岩崎 剛幸	初台2-15-3	3373-3928	経営コンサルティング業
9	(株)24K	金 洙漢	代々木2-26-5	6884-5654	サービス業（写真サービス）
10	松尾産業(株)	松尾 憲久	千駄ヶ谷4-20-10	3423-6333	服地卸
11	(株)ボノボ	福島 泰	神宮前3-6-2	5775-7708	建築設計・内装施工・グラフィックデザイン
区外	(株)アトラスパートナーズ	中島 敦	港区北青山3-3-7	5786-0020	不動産仲介



12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内) 6月にお送りした納付書により、12月27日(金)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。



※2019年4月から、
 Webでも申込みを
 受け付けています。



都税 Web口座振替

検索



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
 ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。



※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払いサイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
 ※詳しくは、「都税クレジットカードお支払いサイト」
 をご覧ください。

都税クレジットカードお支払いサイト

検索



A T M
 インターネット
 モバイル
 バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 ※(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 ※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 ※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。
 詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

簡単 便利 安心 な 口座振替の申込みはWebで!

- 簡単** ●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html
- 便利** ●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
 ●12月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第3期からの口座振替が可能です。
 ※11日以降に申込みいただいた場合、第4期からの振替となります。
- 安心** ●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表) <課税について>固定資産税班 <納税について>徴収管理班

年末年始における窓口業務のご案内



年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月27日(金)	12月28日(土)~1月5日(日)	1月6日(月)
都税の納税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い(郵送分を含む)	○	×	○

○:ご利用できます ×:ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

振替納税を利用しよう

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和2年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和2年1月31日(金)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧いただけます。

東京都主税局 償却資産

検索

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

ハイシンコク

ヘルプデスク ☎ 0570-081459

エルタックス

検索

(上記電話番号につながらない場合: ☎ 03-5521-0019)

9:00から17:00(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

しずや法人No.561

季節のクロスワードパズル◎解答

解答 パンコクキ

ハ	シ	ゴ	■	ジ	ク	ア	シ
チ	■	ミ	ズ	■	ミ	■	ヨ
マ	ス	■	ボ	ウ	タ	オ	シ
キ	■	パ	セ	ン	■	イ	ン
■	コ	ン	■	キ	ソ	■	コ
ム	■	ト	キ	ヨ	ウ	ソ	ウ
カ	ソ	ウ	■	ウ	■	コ	シ
デ	シ	■	ミ	ギ	テ	■	ン

◎当選者

しずや法人No.561の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。

代々木 竹中様

東 小幡様

西原 金様

広尾 桜井様

恵比寿西 石崎様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

郵便はがき: 〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和1年12月25日(水)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

ナンバープレース

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。
太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。
A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

問題

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8

解答例

A	B	C	D	E
2	4	3	2	9

				9	6	1		
	3	5						A
2			1			5		
8			3					B
	4	7		1		9	6	
					5			2
		3			8			7
				E		8	1	
		6	2	5				

塗料・建築仕上塗材の総合商社



株式会社

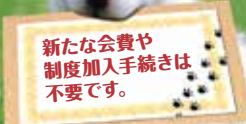
イ

ビ

ナ



本社 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6丁目18番10号
連絡: TEL 042-499-7755 FAX 042-483-4899



会員特典

新たな会費や
制度加入手続きは
不要です。



公益社団法人 渋谷法人会

葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

ポイント

1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

●対象者と基本セットご利用料金		※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。
対 象 者（ご葬儀の対象となる故人さま）		基本セットご利用料金
● 75歳未満の役員		無料
● 75歳以上の役員および役員のご家族*の方 ※家族とは「配偶者、子女、（役員及びその配偶者）の両親・祖父母」にあたります。		24万円（税別）

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「渋谷法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応

フリーコール 0120-421-493

まず始めに、「渋谷法人会」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

提携葬儀社 暮らしの友

暮らしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

暮らしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から5万円を差し引きします。

暮らしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。



桜新町式場

住 所

東京都世田谷区桜新町2-19-16

最寄り駅

東急田園都市線
「桜新町駅」西口より 徒歩約5分



アダージュ世田谷代田

住 所

東京都世田谷区代田5-10-8

最寄り駅

小田急線「世田谷代田駅」より
徒歩約4分
京王井の頭線「新代田駅」より
徒歩約7分

公営・提携斎場

みどり会館
セレモニー目黒

氷川東会館
代々幡斎場

堀ノ内斎場
桐ヶ谷斎場

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス 検索 制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名：gishiki パスワード：shibuya_hou

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755

※記載のサービス内容は、2019年4月現在のものです。
状況により変更となる場合がございます。